

平成 23 年 3 月 14 日
アイエヌジー生命保険株式会社

東北地方太平洋沖地震・長野県北部を震源とする地震により 被災された皆さまへ

このたびの地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。皆さまの安全・ご健康と一日も早い復旧をお祈りいたします。

弊社では、災害救助法が適用された地域のご契約者さまにご加入いただいている保険契約につきまして、下記のお取扱いをすることとしておりますので、お知らせいたします。

1. 保険料払込猶予期間の延長

お申出により、保険料の払込みについて、猶予する期間を最長6ヵ月延長いたします。

2. 保険金・給付金・契約者貸付等のお支払い

お申出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

※ お手続きに際し、保険証券・届出印鑑等を喪失されている場合につきましても、可能な限りお取扱いをさせていただきます。

3. 災害死亡保険金等のお取扱い

災害関連特約等については、約款上に地震等による災害死亡保険金、災害入院給付金を削減したり支払わない場合があると規定されていますが、今回はこれを適用せず災害死亡保険金等を全額お支払いいたします。

お取扱いの詳細につきましては、サービスセンターまでお問い合わせください。

サービスセンター(フリーダイヤル) 0120-521-513

受付時間 9:00~17:00(土日・休日・年末年始を除きます)

以上

平成 23 年 3 月 22 日
アイエヌジー生命保険株式会社

東北地方太平洋沖地震の被災者の方々に対する契約者貸付の特別取扱いについて

この度の災害により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、今回の東北地方太平洋沖地震の被災者の方々を支援するために、下記のとおり対応を追加実施させていただきます。

記

- 新規契約者貸付に対する特別金利の適用(利息の減免)
- ・新規の契約者貸付について以下のとおりお取り扱いさせていただきます。

対象契約者	災害救助法適用地域(*)に居住されている被災されたご契約者さま (ただし、変額保険・変額年金保険・変額終身保険を除く)
金利	年利 1.5%
上記金利適用金額	1契約あたり最高限度 100 万円
特別金利適用期間	平成 23 年 12 月 31 日まで
受付期間	平成 23 年 6 月 30 日まで

- ・利息の減免に伴う差額の精算は当社所定の計算方法により上記金利適用期間の終了後に実施いたします。

(*)東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法適用地域

ただし、大量の帰宅困難者が発生したことなどに伴い、災害救助法が適用された東京都を除く。

お取扱いの詳細につきましては、サービスセンターまでお問い合わせください。

サービスセンター(フリーダイヤル) 0120-521-513

受付時間 9:00~17:00(土日・休日・年末年始を除きます)

以上